

井戸水を飲用している皆様へ

井戸水の水質は一定ではありませんので、次のことに気をつけて井戸の適正な維持管理を行ってください。



神奈川県では、飲用井戸の衛生の確保を目的とした「神奈川県飲用井戸衛生管理要綱※」で井戸の設置者が行う自主管理基準などを定めています。

※神奈川県内の町（寒川町を除く。）及び村の区域が対象です。



日常における管理のポイント

1 井戸の清潔を保ちましょう

井戸水の汚染を防止するため、井戸やその周りの清掃や点検をしましょう。

- 井戸やその周りに人や動物がみだりに立ち入らないよう柵の設置または施錠などをしましょう。
- 井戸やその周りには定期的に清掃を行い、常に清潔にしましょう。
- 圧力タンクを含むポンプ等の機械設備は、定期的に点検を行い、井戸のふたの破損や雨水の流入の有無などを確認しましょう。



2 水質検査をしましょう

細菌や化学物質による井戸水の汚染は、日常管理や点検だけでは気付きません。定期的に水質検査を行いましょう。

- 井戸水を飲用に使用する前には、専門の検査機関に依頼して、全項目水質検査（51項目）を行いましょう。
- 透明なコップに井戸水をくみ、色、濁り、臭い、味に異常がないか確認を随時行いましょう。
- 年1回以上、専門の検査機関に依頼して、水質検査（11項目＋井戸周辺の状態から必要に応じた項目）を行いましょう。



➡水質検査について、詳しくは次のページをご覧ください。

3 井戸水は塩素消毒をしましょう

- 病原菌による感染を防ぐため、塩素注入機を取り付けるなどして井戸水を塩素消毒しましょう。
 - 塩素消毒をする場合は、給水栓における遊離残留塩素濃度(0.1mg/L以上)の確認を随時行いましょう。
- 設置者自身が市販の検査キット(DPDという試薬による比色法など)により測定する方法もあります。詳しくは保健福祉事務所にご相談ください。



井戸水に異常があったときは

直ちに飲用するのを中止し、速やかに最寄りの保健福祉事務所に相談してください。

➡相談窓口は最後のページをご覧ください。

水質検査について



○水道水では安全を確認する判断基準として、人の健康への影響やその他の必要な性状を考慮して水道水質基準（51項目）が定められており、水道事業者等が定期的にこれらの項目の水質検査を行って安全を確保しています。

➡水道水質基準（51項目）については表1をご覧ください。

○井戸水を飲用する場合は、設置者自らが水道水と同じように適正な水質検査を行い、安全を確認してから利用しましょう。

➡水質検査機関については表2をご覧ください。

○井戸水の定期的な検査項目については、表1の「井戸水検査の目安」を参照してください。

（参考）神奈川県内の井戸水の水質検査で不適合事例があった項目

項目	水道水質基準値	項目の説明（健康への影響など）	家庭での対応
一般細菌	100 個/mL 以下	基準値を超えた場合、病原細菌の混入が疑われます。	煮沸
大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157 など病原細菌や糞便の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性があります。	煮沸
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれています。	困難
鉛	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	困難
ヒ素	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれています。	困難
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	煮沸
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		

～水道の給水区域にお住まいの皆様へ～

上記のように基準に適合しないケースもありますので、なるべく、水道の給水区域では安全性が確認されている水道水を飲用しましょう。

表1 水道水質基準 (51項目)



項目	水質基準値	項目の説明	井戸水検査の目安			
一般細菌	100個/mL以下	健康	(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。			
大腸菌	検出されないこと			細菌		
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	健康		(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				非金属	
塩化物イオン	200mg/L以下	性状			(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。	
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下					一般性状
pH値	5.8以上8.6以下					
味	異常でないこと					
臭気	異常でないこと					
色度	5度以下					
濁度	2度以下					
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	健康	(8項目) 県内の井戸水において基準に適合しない例があります。人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目であり、周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目です。			
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下					金属
四塩化炭素	0.002mg/L以下					
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下					
ジクロロメタン	0.02mg/L以下					
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下					
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下					
ベンゼン	0.01mg/L以下					
揮発性有機化合物						
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	健康	(21項目) 過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目です。			
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			金属		
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下					
六価クロム化合物	0.05mg/L以下					
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下					
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下					
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下					
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下					
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下				健康	
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下					金属
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下					
銅及びその化合物	1.0mg/L以下					
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下					
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下					
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下					
蒸発残留物	500mg/L以下					
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下					
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下					
フェノール類	0.005mg/L以下	性状				
ジェオスミン	0.00001mg/L以下			一般性状		
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下					
臭気物質						
界面活性剤						
有機化合物						
臭気物質						
消毒副生成物(塩素消毒によって増える物質)		健康	(11項目) 塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目です。			
塩素酸	0.6mg/L以下					
クロロ酢酸	0.02mg/L以下					
クロロホルム	0.06mg/L以下					
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下					
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下					
臭素酸	0.01mg/L以下					
総トリハロメタン	0.1mg/L以下					
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下					
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下					
ブロモホルム	0.09mg/L以下					
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下					

水質検査機関

井戸水についての詳しい検査は、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関で実施できます。
料金、日程、採水容器などについては、各機関にお問い合わせください。

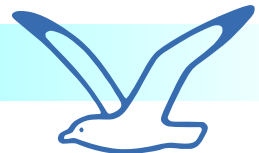
表2 神奈川県内に検査を行う事業所がある検査機関

名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
公益財団法人神奈川県予防医学協会	横浜市金沢区鳥浜町14-1	045-773-6444
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里1-15-1	042-778-9208
株式会社江東微生物研究所	相模原市南区東林間5-16-7	042-767-5581
オルガノ株式会社	相模原市南区西大沼4-4-1	042-702-7823
ユーロフィン日本環境株式会社	横浜市金沢区幸浦2-1-13	045-780-3851
株式会社ダイワ	平塚市東豊田369	0463-53-2222
クリタ分析センター株式会社	厚木市森の里若宮7-1	046-206-1200
株式会社総合環境分析	横浜市緑区鴨居1-13-2	045-929-0033
株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ	海老名市上郷1-26-29	046-232-1320
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	横浜市磯子区西町14-11	045-752-2421

※県外にも神奈川県内を水質検査の区域としている水質検査機関がありますので、各保健福祉事務所にお問い合わせください。

相談窓口

飲用井戸に関する相談窓口は次のとおりです。



神奈川県の相談窓口（保健福祉事務所）

飲用井戸の所在地（所管区域）	保健福祉事務所	担当課	電話番号
大磯町 二宮町	平塚保健福祉事務所	環境衛生課	0463-32-0130
葉山町	鎌倉保健福祉事務所	環境衛生課	0467-24-3900
箱根町 真鶴町 湯河原町	小田原保健福祉事務所	環境衛生課	0465-32-8000
中井町 大井町 松田町 山北町 開成町	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	生活衛生課	0465-83-5111
愛川町 清川村	厚木保健福祉事務所	環境衛生課	046-224-1111

※市の区域に飲用井戸がある場合は、各市の保健所、保健福祉センター又は市役所にご相談ください。寒川町区域は、茅ヶ崎市保健所にご相談ください。

（平成30年4月）



神奈川県

健康医療局生活衛生部生活衛生課 水道グループ
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4955